



ねんきん定期便について①

「ねんきん定期便」は、これまでの加入記録を確認してもらうことや、年金制度への理解を深めてもらうことを目的として、毎年誕生月に日本年金機構から送付されます。

対象は国民年金・厚生年金保険に加入中のすべての人で、毎年の誕生月にお手元にはがきで届きます。

35歳・45歳・59歳の節目の年齢では、より詳しい情報を記載した封書で届きます。

また、50歳を境に通知はがきの記載方法が変わり、「50歳未満」「50歳以上」の2種類のタイプがあります。

今回は50歳未満の人への「ねんきん定期便」の見方をご紹介します。

◆ねんきん定期便で確認できる情報

| 区分 | | 送付方法 | 確認できる情報 | |
|------|---------|------|------------|---|
| 毎年 | 50歳未満 | はがき | 直近1年間の情報 | これまでの加入実績に応じた年金額 ：これまでに納付した保険料の累計額を年金としたもの |
| | 50歳以上 | | | 年金見込額 ：このまま60歳まで同じ条件で入り続けた場合に受け取る額 |
| 節目の年 | 35歳・45歳 | 封書 | 全期間の年金記録情報 | これまでの加入実績に応じた年金額 |
| | 59歳 | | | 年金見込額 |

●「ねんきん定期便」50歳未満（裏）

1. これまでの保険料納付額（累計額）
 (1) 国民年金保険料 (第1号被保険者期間) 円
 (2) 厚生年金保険料 (被保険者負担額)
 一般厚生年金期間 円
 公務員厚生年金期間 円
 私学共済厚生年金期間 円
 (1)と(2)の合計 円

① これまでの保険料納付額（累計額）
 厚生年金保険料は保険料の半分は雇用主である会社が負担していますが（労使折半）、個人負担分の合計金額が記載されています

2. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です）
 国民年金 (a) 船員保険 (c) 年金加入期間合計 (未納月数を除く) 合算対象期間等 (d) 受給資格期間 (a+b+c+d)
 厚生年金保険 (b)
 一般厚生年金 公務員厚生年金 私学共済厚生年金 厚生年金保険計

② これまでの年金加入期間
 上段は学生・自営業などで国民年金に加入していた期間
 下段が会社員などの厚生年金加入期間
 ※将来、年金を受け取るためには、原則として120カ月の受給資格期間が必要です

3. これまでの加入実績に応じた年金額
 (1) 老齢基礎年金 円
 (2) 老齢厚生年金
 一般厚生年金期間 円
 公務員厚生年金期間 円
 私学共済厚生年金期間 円
 (1)と(2)の合計 円

③ これまでの加入実績に応じた年金額
 (1) が老齢基礎年金 = 国民年金
 (2) が老齢厚生年金 = 厚生年金の支給額、一番下の合計額が現時点での金額
 ※今後の加入実績が増えるに従って金額は変化します

50歳未満の年金定期便には「これまでの加入実績に応じた年金額」という項目がありますが、実際に将来に受け取る年金額ではありません。

年金を受け取るために必要な年金加入期間の有無に関わらず、これまでに納付した保険料をもとに算出したもので、今後の加入実績が増えるに従って金額は変化します。また、65歳から老齢年金を受け取る権利は受給資格期間が原則として120カ月以上になると発生します。

◆「ねんきんネット」でいつでも最新の年金記録が確認できます

日本年金機構の「ねんきんネット」サービスでは、自分の年金記録がいつでもインターネットで確認できます（利用登録が必要）。年金記録の最新の内容を確認できるほか、将来受け取る年金の見込額のシミュレーションを行うことができます。

ねんきんネットの年金見込額の試算

| | |
|---------|--|
| かんたん試算 | 現在と同じ労働条件が60歳まで継続すると仮定して、年金見込額を自動的に試算できます。 |
| 詳細な条件試算 | 今後の働き方や、老齢年金を受け取る年齢、未納分を今後納付した場合など、詳細な試算条件を設定して年金見込額を試算できます。 |

次回は50歳以上の人への「ねんきん定期便」の見方をご紹介します